

旧被扶養者減免の減免期間の見直しについて

1 旧被扶養者減免について

社会保険の被保険者が75歳に到達して後期高齢者医療制度に加入した場合、その被扶養者は、国民健康保険へ加入することになります。このうち、国民健康保険加入時に65歳以上75歳未満のものを、旧被扶養者といいます。

旧被扶養者につきましては、旧被扶養者となったことで新たに国民健康保険税（以下「保険税」という。）の負担が生じることから、保険税においては、均等割は5割、所得割は全額、軽減措置（以下「旧被扶養者減免」という。）が実施されています。

旧被扶養者減免の適用期間につきましては、資格取得月から2年間ですが、当分の間継続するとされていました。

2 見直しの内容について

旧被扶養者減免の適用期間につきましては、当分の間継続するとされていましたが、均等割の5割軽減の適用期間を、本則通り資格取得月から2年間とするものです。

なお、所得割全額軽減につきましては、引き続き継続いたします。

※旧被扶養者減免の該当例

	医療保険	保険料	
夫	社会保険	夫の収入に 基づき計算	夫 75 歳到達 ⇒ 妻 72 歳
妻	社会保険 (被扶養者)		

	医療保険	保険(料)税	
夫	後期高齢者 医療制度	後期 保険料	所得割：全額軽減(当分の間継続) 均等割：5割軽減(取得から2年間)
妻	国民健康保険	国保 保険税	

所得割：全額軽減(当分の間継続)
均等割：5割軽減(取得から2年間)